

一般社団法人Unicul Laboratory 定款

制定 平成30年6月3日

改正 令和元年11月23日

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Unicul Laboratoryと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、中学生・高校生をはじめとする若年層が、自らの人生を設計する力を身に付け、主体的に社会に参画できるよう、様々な機会を創出することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業
- (2) 中学校・高等学校等におけるキャリア学習・進路指導等の支援事業
- (3) キャリア学習に関する普及啓発事業
- (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を中心となって推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援する個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業の運営に参加する個人

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事1名以上の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、原則として事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時

社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第17条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事のいずれかがこれに当たる。すべての理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上。
- (2) 理事のうち、代表理事を置く。ただし、代表理事は2名までとする。

(選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事は、無報酬とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告ならびにこれらの附属明細書を作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 本定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、次の事由により、社員総会の決議をもって解散する。

- (1) 社員が欠けたこと。
- (2) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)。
- (3) 破産手続開始の決定。
- (4) その他法令で定める事由。

(残余財産)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2019年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

(非掲載)

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(非掲載)

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

この定款の改正は、令和元年11月23日より施行する。